

西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場
指定管理者 募集要項

令和 7 年 7 月

西尾市 都市整備部 公園緑地課

西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び西尾市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等条例（平成 17 年西尾市条例第 9 号）の規定により、令和 8 年 4 月 1 日より西尾駅東広場駐
車場及び桜町前駅西広場駐車場の管理運営を行う指定管理者を次のとおり公募型プロポーザル方
式にて募集する。

1 駐車場の概要

（１）西尾駅東広場駐車場

- （ア）位 置 西尾市城崎町 4 丁目 7 番地
（イ）車両種類 普通自動車
（ウ）施設規模 敷地面積 約 2,050 m²
（エ）施設内容 駐車台数 67 台（うちゆったり駐車スペース 4 台）
管理人室 1 棟（市所有）
駐車場管理システム 1 式（現指定管理者所有）
（オ）供用開始年月日 平成 6 年 10 月 1 日
（カ）過去 3 年間利用状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用台数（台）	113,135	113,726	114,299

（２）桜町前駅西広場駐車場

- （ア）位 置 西尾市緑町 4 丁目 66 番地の一部
（イ）車両種類 普通自動車
（ウ）施設規模 敷地面積 約 1,200 m²
（エ）施設内容 駐車台数 36 台（うちゆったり駐車スペース 2 台）
駐車場管理システム 1 式（現指定管理者所有）
（オ）供用開始年月日 令和 3 年 8 月 1 日
（カ）過去 3 年間利用状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用台数（台）	17,936	19,213	20,600

2 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 業務内容

西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者業務仕様書のとおり

4 応募資格

(1) 次の要件に該当する団体とする。

- ア 個人ではなく日本国内に拠点を置く団体であること。(法人格を有する団体又は複数の企業による連合体) ※複数の企業による連合体の場合は、代表とする団体を決めること。また、連合体構成員の役割分担を明確にすること。
- イ 申請書受付期間最終日までに西尾市入札参加資格者名簿(役務の提供等の建物等各種施設の管理)に登録、又は登録が見込まれる団体

(2) 次のいずれの要件にも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている団体、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている団体及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている団体
- ウ 現に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく停止措置を受けている団体
- エ 団体又はその代表者が申請日において納付期限が到来している地方税又は国税の滞納者
- オ 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者
- カ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- キ 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ケ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

5 公募及び選定

(1) 公募スケジュール予定

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ア 募集要項の配布及び応募登録申込み | 令和7年8月1日(金)から8月21日(木)まで |
| イ 質疑受付 | 令和7年8月1日(金)から8月29日(金)まで |
| ウ 公募説明会、現地説明会 | 令和7年8月25日(月) |
| エ 質疑回答 | 令和7年9月9日(火) |
| オ 申請書の受付期間 | 令和7年9月16日(火)から9月25日(木)まで |
| カ 指定管理者選考委員会による選定 | 令和7年10月上旬(予定)
※詳細な日時は、申請書提出者に後日連絡 |
| キ 選定結果の通知 | 令和7年10月中旬(予定) |
| ク 指定管理者の決定 | 令和7年12月(12月議会定例会) |
| ケ 基本協定書の締結 | 令和8年1月(予定) |
| コ 指定管理開始 | 令和8年4月1日(水) |

(2) 公募手続き

ア 募集要項の配布

(ア) 募集要項の配布 令和7年8月1日(金)から21日(木)まで

※土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 配布場所 西尾市役所 2階 公園緑地課

住所 〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

電話 0563-65-2150 (直通)

※市のホームページからダウンロードも可能

イ 応募登録申込み及び公募説明会・現地説明会

(ア) 応募登録申込み方法

指定管理者の応募者登録申込書(様式1)に必要な事項を記入の上、郵送、FAX、電子メール又は持参による提出とする。

※郵送、FAX、電子メール提出の場合は、送信確認の電話をすること。

(イ) 応募登録申込み期間

令和7年8月1日(金)から21日(木)午後5時(必着)まで

※持参の場合 土、日、祝日を除く

(ウ) 応募登録申込み提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地 西尾市役所 2階 公園緑地課

電話 0563-65-2150 (直通) FAX 0563-54-6644

電子メール kouen@city.nishio.lg.jp

(エ) 公募説明会

日時 令和7年8月25日(月) 午後2時

場所 西尾市役所 2階 21 会議室

※公募説明会の参加は必須とする。

(オ) 現地説明会

場所 西尾駅東広場駐車場 (説明会終了後 30 分程度)

桜町前駅西広場駐車場 (西尾駅東広場駐車場現地説明会終了後 30 分程度)

※現地説明会の参加は任意とする。

ウ 質疑

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けることとする。また、質疑書提出には応募登録者申込書(様式1)の事前の提出が必要です。

(ア) 提出方法

質疑書(様式2)に記入の上、FAX 又は電子メールで提出すること。

※送信確認の電話をすること

(イ) 受付期間 令和7年8月1日(金)から8月29日(金)まで

(ウ) 回答方法

令和7年9月9日(火)に、FAX 又は電子メールにて、応募登録申込みのあった全団体へ回答する。

(エ) その他

電話や窓口訪問による質問及び受付期間を過ぎた後の質問には回答しない。

エ 申請書の提出

申請の際に、提出を求める書類は次のとおりとする。

(ア) 提出書類

「指定管理者制度に係る各種申請書類等の様式集」を参照のこと。

提出書類の内容については、次頁を確認のこと。

(イ) 受付期間

令和7年9月16日（火）から9月25日（木）まで

土、日を除く午前8時30分から午後5時まで

(ウ) 提出方法

直接持参 ※郵送、FAX、電子メールによる受付は不可とする。

(エ) 受付場所

西尾市役所 2階 公園緑地課

(オ) 提出書類

正本1部、副本10部（複写可）及びデジタルデータ（DVD 又は CD）1部

「提出書類」

番号	提出書類	様式等
1	指定管理者の応募者登録申込書	様式 1
2	指定管理者指定申請書	様式 3
3	グループ応募構成届（必要に応じて）	様式 4
4	確約書	様式 5-1
5	役員一覧表	様式 5-2
6	事業計画書	様式 6
7	収支予算書総括表（※1） ① 単年度収支予算書 ② 自主事業収支予算書（必要に応じて） ③ 支出内訳書	様式 7
8	定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの ※法人以外団体にあつては規約、会則、構成員名簿等これに類する書類	任意様式
9	法人登記事項証明書原本（法人の場合に限る） ※法人以外の場合は、これに類するもの	各種証明書
10	納税証明書原本 ① 団体等又はその代表者が、法人税、所得税、消費税及び地方消費税の未納のない証明 ② 法人事業税又は個人事業税の納税証明書 ③ すべての市税の滞納がないことの証明 ④ グループでの応募の場合は構成するすべてに同様の証明が必要	各種証明書
11	前事業年度の事業報告書	任意様式
12	前事業年度の貸借対照表及び損益計算書等 ※当該団体の財務状況を示す書類	任意様式

※1 収支予算記載項目の内容については、次頁のとおり。

- ・ 納税証明書は、法人の納税証明が取れない場合、代表者の納税証明書を提出すること。
- ・ 指定管理者候補となった場合は、基本協定締結までに定款に業務内容の記載をすること。
- ・ 市長が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

収支予算記載項目の内容は、下記のとおりとする。

収入

項目	内容
利用料金収入 (※1)	西尾駅東広場駐車場使用料 最初の 30 分までは無料とし、以後 1 時間につき 100 円とする。ただし、24 時間までごとに 1,200 円をもって上限とする。 回数駐車券は、1,000 円券に対して 900 円とする。 プリペイドカード駐車券は、3,150 円券に対して 3,000 円、5,500 円券に対して 5,000 円、11,500 円券に対して 10,000 円とする。
	桜町前駅西広場駐車場使用料 最初の 30 分までは無料とし、以後 1 時間につき 100 円とする。ただし、24 時間までごとに 600 円をもって上限とする。 (回数駐車券、プリペイドカード駐車券の販売はできない。)

(※1) 西尾市有料駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和 46 年西尾市条例第 24 号)第 4 条の 2 第 2 項に基づき指定管理者が定める。

支出

項目	内容
人件費	維持管理運営に従事する職員の人件費
旅費	管理運営を目的とした用務による職員の交通費
需用費	事務用消耗品、電気用消耗品、清掃用具類、印刷製本費等、管理運営上必要な需用費
役務費	電話料、郵便料等
施設管理費	修繕費、業務仕様書の保守点検業務
施設使用料	西尾市へ納入する施設使用料
その他経費	上記以外の経費

(3) 応募手続きに関する留意事項

ア 「西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者応募書類様式集」の書類を順に並べ、すべて A4 サイズ(ページ数を記入)の上、各書類を 2 穴、ファイルとじにし、原本を 1 部、副本を 10 部提出すること。副本のうち 1 部は、クリップ留めで提出する。

デジタルデータは DVD 又は CD で提出すること。ファイル形式は MicrosoftOffice ファイル又は pdf ファイルとする。その他のファイル形式で提出する場合は、事前に相談すること。

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

- イ 指定管理者選考委員会委員、本市職員及びその他本件関係者に対して、本件提案に関わる接触を禁じる。接触が認められた場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容の変更及び書類の追加はできない。ただし、指定管理者選考委員会が認めた場合はこの限りではない。
- エ 提出書類は理由を問わず返却しない。
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は無効とする。
- カ 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- キ 申請後に辞退する場合は、指定管理者の応募辞退届（様式 8）を提出する。
- ク 市が提示する書類等や応募団体が提出する書類等の著作権は、それぞれの者に帰属する。ただし、市がこの募集において必要と認めるときは、提出書類等の全部又は一部を無償で利用できる。

また、応募書類については、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）における公文書に該当し、情報公開請求等により公開される場合がある。

（４） 指定管理者選考委員会による選定方法

ア 審査方法

指定管理者選考委員会において、「西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者選定審査評価項目」に基づき、応募書類の書類審査及び面接審査を行い、指定管理者第 1 候補及び次点の第 2 候補を選定する。

イ 評価基準項目

次頁「西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者選定審査評価項目」を参照のこと。

ウ 選定結果の通知

選定結果は、指定管理者第 1 候補、第 2 候補、その他であったことを令和 7 年 10 月中旬（予定）に通知する。

エ 指定管理者の指定

（ア）選定された団体は、西尾市と細目協議を行い、協議成立後、基本協定を締結する。ただし、指定管理者第 1 候補者に事故等があり同協定の締結が不可能となった場合は、次点の第 2 候補者を交渉相手とする。

（イ）西尾市議会（令和 7 年 12 月定例会）（予定）の議会承認を経て、指定管理者として決定する。

「西尾駅東広場駐車場及び桜町前駅西広場駐車場指定管理者選定審査評価項目」

事業計画書（大項目）		評価の視点（小項目）
1	管理運営の基本方針	明確な基本方針が示されているか。 施設の現状に対する考え方、将来展望、目標が示されているか。
2	管理運営体制と組織に関する計画	管理運営体制と職員配置について、業務仕様書と同等以上の内容が示されているか。 職員に対して、適切な指導育成、研修体制が示されているか。
3	市民の平等利用への確保	市民に対して平等に利用することができる方策が示されているか。
4	施設効用の最大化	施設の効果を高めるため具体的かつ創意工夫や積極的な事業計画が示されているか。
5	サービス向上のための方策	利用者に対するサービス向上を図るための具体的な方法が示されているか。
6	管理経費の効率性に関する提案	経費縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。 収支予算書の内容は、事業を実施するうえで適正に示されているか。 市へ支払う施設使用料の金額が適正であるか。
7	利用者のトラブルの未然防止と対処方法	トラブル予防策及びトラブル発生時の対処方法について具体的に示されているか。
8	防犯、防災、その他緊急時の対処方法	緊急時対策や防犯、防災対策は適切か。
9	個人情報が適正に管理されること	個人情報保護の管理について適切な内容が示されているか。 （書類の管理、利用の適正、職員への周知）
10	利用料金設定について	適切な料金設定が示されているか。
11	その他	地域貢献、自主事業に対する考え方 応募の動機、アピール等特記事項

6 担当窓口

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

西尾市都市整備部公園緑地課 建設担当

電話 0563-65-2150（直通）

FAX 0563-54-6644

電子メール kouen@city.nishio.lg.jp